




2014.10 No. 103
あびら

表紙 平成 26 年度プールフェスティバル
 (9月23日 せいこドーム温水プール)

特集 安平町人事行政の運営状況を公表 2頁

— 目 次 —

平成 25 年度安平町財政健全化比率 及び資金不足比率の公表 連載 知っておこう! ～安平町まちづくり基本条例～② ひと月のアルバム	6 頁	追分高校です㊿	19 頁
あびら回顧録 (昭和 63 年 10 月編)	8 頁	ていあんくん回答	20 頁
サークル紹介	10 頁	予防接種費用の一部助成について	22 頁
広島平和記念式典派遣事業報告会	14 頁	軽自動車税・法人町民税の 一部改正について	24 頁
こんにちは 保健師です⑰	15 頁	お知らせ	25 頁
	16 頁	休日当番病院・戸籍の窓口から	30 頁
	18 頁	元気に大きくな～れ!	32 頁



安平町人事行政の運営状況等の公表について

安平町人事行政の運営などの状況の公表に関する条例に基づき、役場職員の給与や手当、勤務状況について公表します。

総括

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（ ）内は前年度
25年度	8,636 ^人	7,727,622 ^{千円}	118,123 ^{千円}	1,312,215 ^{千円}	16.98%（18.67%）

職員給与費の状況（普通会計決算）

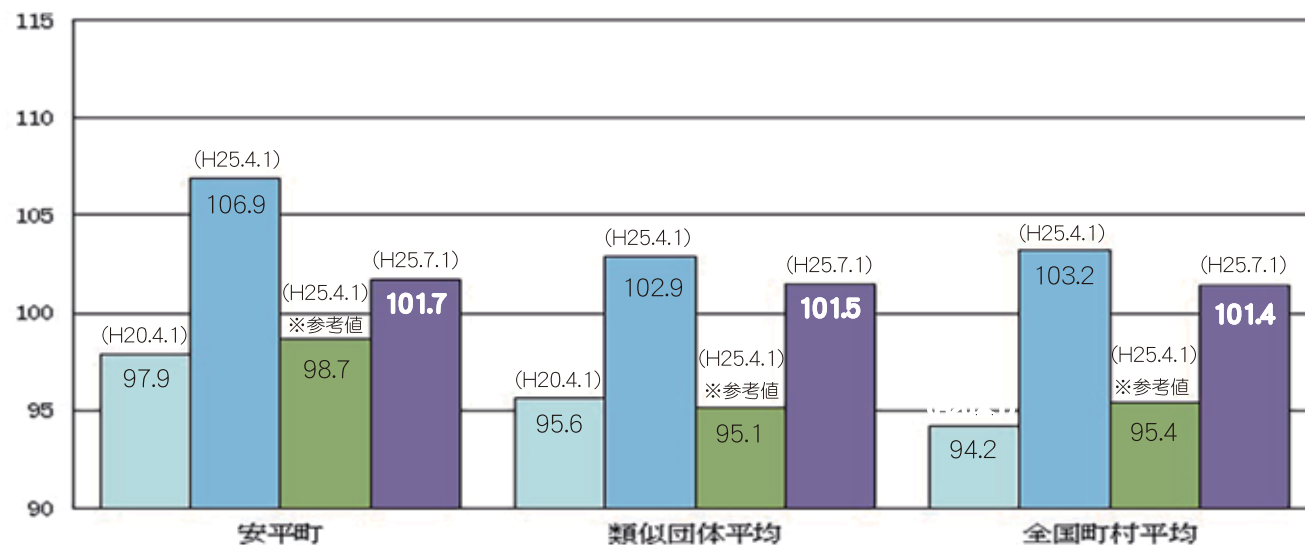
区分	職員数	給与費支出額				1人当たり給与費	類似団体実績
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
25年度	145 ^人	513,169 ^{千円}	89,101 ^{千円}	190,147 ^{千円}	792,417 ^{千円}	5,464 ^{千円}	5,608 ^{千円}

- (注) 1. 職員手当には、退職手当は含まれていません。
 2. 職員数は、25年4月1日現在の普通会計から給与を支出する職員数(特別職・再任用職員を含んだ全体数)です。
 3. 給与費支出額においては、すべて支給した手当額の合計です。

特記事項（給与減額の状況）

国の要請を踏まえた減額措置実施の有無及び期間	実施済（期間：平成25年7月1日から平成26年3月31日まで）
実施した内容	給料：特別職…町長7%、副町長及び教育長6.5%の減額 一般職…3・4級の職員は、給料月額から4.5%減額 5・6級の職員は、給料月額から6.5%減額 平成25年4月1日 ラスパイレス指数106.9（参考値98.7） 平成25年7月1日（減額時）ラスパイレス指数101.7 手当：減額措置を実施していない

ラスパイレス指数の状況



注 釈

- ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 類似団体平均とは、安平町と人口規模や産業構造等が類似する団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 「参考値」は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無い場合の値です。

給与の状況

一般行政職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額※1 (基本給)	平均給与月額※2	平均給与月額 (国ベース)
一般行政職	安平町	41.9歳	324,100円	365,752円
	北海道	45.4歳	330,736円	374,715円
	国	43.1歳	307,220円	376,257円
	類似団体	42.6歳	313,668円	343,403円

※1 各職種ごとにおける基本給の平均
 ※2 基本給と諸手当（扶養手当、通勤手当など）の合計額の平均

初任給の状況と経験年別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

区分	初任給	10年	15年	20年	
一般行政職	大卒	安平町	172,200円	246,200円	299,400円
		北海道	165,312円	—	—
		国	172,200円	—	—
	高卒	安平町	140,100円	191,200円	254,500円
		北海道	134,496円	—	—
		国	140,100円	—	—

一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	職務内容	職員数（前年度）	構成比
6級	課長・事務局長・会計管理者・参事の職務	20人（22人）	14.5%（15.7%）
5級	課長補佐の職務	14人（14人）	10.1%（9.9%）
4級	主幹の職務並びに特に高度な知識・経験を必要とする業務を行う主査	51人（48人）	37.0%（34.0%）
3級	主査（主査保健師・主査保育士及び主査教諭を含む。以下同じ）及びこれらと同等のものとして町長が認める職務	38人（43人）	27.5%（30.5%）
2級	特に高度な知識または経験を必要とする業務を行う職務	8人（5人）	5.8%（3.5%）
1級	定型的な業務を行う職務	7人（9人）	5.1%（6.4%）

手当の状況

期末手当・勤勉手当（平成25年実績）

		安平町	北海道	国
1人当たりの平均支給額		1,339千円	—	同左
支給割合	期末手当	2.60月分	2.60月分	
	勤勉手当	1.35月分	1.35月分	
加算措置の状況	役職加算	5～10%	5～20%	
	管理職加算	—	10～25%	

退職手当（平成26年4月1日現在）

支給率	安平町		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62月分	28.98月分	21.62月分	28.98月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	52.44月分	52.44月分
その他 加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	

時間外手当（平成25年度決算）

支給実績	11,841千円
職員1人あたり平均支給年額	131千円

特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

手当の種類	支給実績	1人当たり 平均支給額	全体に占める 手当支給割合
7種	204千円	10,190円	12.7%

手当の名称	支給対象業務	支給単価
税務等手当	徴収の督励	日額 300円
	滞納処分	日額 700円
移送業務手当	精神患者または寝たきり老人の移送業務	日額 300円
死病人処理手当	死病人の処理業務	1回 3,000円
感染症防疫業務	感染症の防疫等の作業	1日 1,500円
畜犬・死亡獣畜 等処理手当	畜犬・死亡獣畜等の処理作業	1日 1,000円
火葬等業務手当	火葬業務	1体 10,000円
家畜伝染病処理 手当	家畜の伝染病予防、検査または消毒業務	日額 500円

その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

※支給実績及び平均支給年額は 25 年度決算による

手当名	内容及び支給単価	国との 制度比較	支給実績	1人当たりの 平均支給年額
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・配偶者を除く扶養親族 1人につき 6,500 円 特定扶養加算 1人につき 5,000 円	同じ	19,130 千円	225,051 円
住居手当	自ら居住するために住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える額を支払っている職員	同じ	9,373 千円	260,361 円
通勤手当	自家用車を利用する場合（2 km以上の者に限る）2,000 円～24,500 円の範囲で支給 ※交通機関を利用している場合も支給	同じ	4,179 千円	65,294 円
時間外手当（休日勤務手当分含む）は 3 ページを参照してください				
管理職手当	・課長職 月額 62,300 円 ・参事職 月額 51,900 円・41,700 円 ・補佐職 月額 31,700 円	同じ	18,180 千円	550,887 円
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時または緊急により、週休日または祝祭日・年末年始に勤務した場合に（勤務 1 回につき 12,000 円を超えない額）支給	同じ	432 千円	33,230 円
寒冷地手当	毎年 10 月から翌年 2 月までの各月において在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380 円 ・世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580 円 ・その他の職員 月額 10,340 円	同じ	14,134 千円	109,563 円
児童手当	0～15 歳未満の子どもを養育している場合に支給 ・3 歳未満 1人月額 15,000 円 ・3 歳以上中学生未満 1人月額 10,000 円	同じ	12,085 千円	232,403 円

特別職の報酬等の状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区分	給料月額など		期末手当 25 年度 支給割合	退職手当 算定方式 支給時期
	() 内は減額措置前の額	参考 (類似団体における最高額/最低額)		
給料	町長 665,000 円 (700,000 円)	807,500 円 / 363,200 円	3.95 月分	給与月額 × 512.6 / 100 × 勤続年数 任期毎
	副町長 570,000 円 (600,000 円)	670,100 円 / 365,000 円		給与月額 × 323.4 / 100 × 勤続年数 任期毎
	教育長 532,000 円 (560,000 円)	—		給与月額 × 283.8 / 100 × 勤続年数 任期毎
報酬	議員 250,000 円	364,000 円 / 220,000 円	3.95 月分	
	副議長 200,000 円	285,000 円 / 168,100 円		
	議員 176,000 円	263,000 円 / 135,800 円		

職員数の状況

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

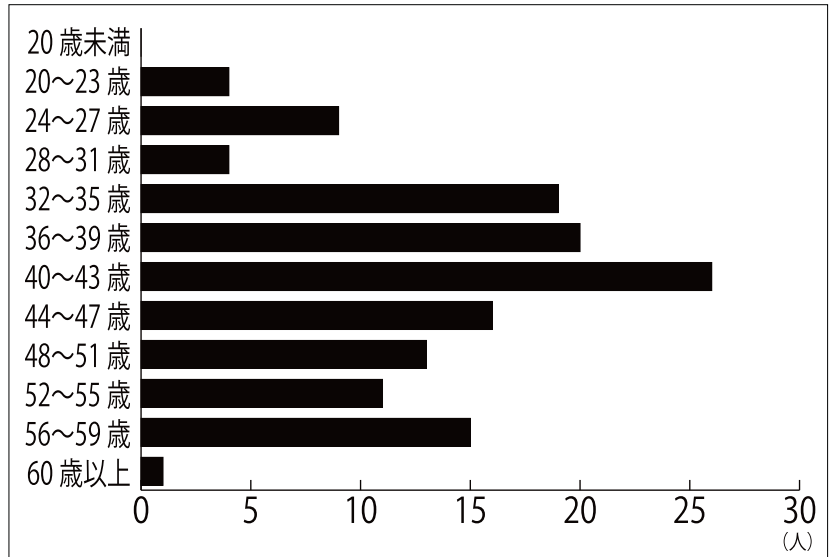
(1) 部門別職員の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在の職員数は 138 人で、平成 25 年 4 月 1 日と比較して 3 人の減となっています。

区分	職員数 (人)		対前年 増減数	区分	職員数 (人)		対前年 増減数		
	25 年	26 年			25 年	26 年			
普通会計部門	一般行政部門	95	99	4	公営企業等会計部門	水道	6	5	△ 1
	教育部門	26	20	△ 6		下水道	5	5	0
	議会部門	2	2	0		その他	5	5	0
	農業委員会	2	2	0		小計	16	15	△ 1
	小計	125	123	△ 2	合計	141	138	△ 3	
					() 内は条例定数		(157)	(157)	

(2)年齢別職員構成の状況

区分	職員数
20歳未満	0人
20歳～23歳	4人
24歳～27歳	9人
28歳～31歳	4人
32歳～35歳	19人
36歳～39歳	20人
40歳～43歳	26人
44歳～47歳	16人
48歳～51歳	13人
52歳～55歳	11人
56歳～59歳	15人
60歳以上	1人
計	138人



勤務時間その他勤務条件の状況

(平成26年4月1日現在)

勤務時間 (週 38 時間 45 分)

基本勤務	月曜日～金曜日
就業時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時～13時

休暇

休暇の種類	年次有給休暇・病気休暇・特別休暇
有休の付与日数	年間 20 日間 (繰越可能 限度 40 日間)

職員の分限処分及び懲戒処分

(平成25年度実績)

分限処分

分限の種類	処分事由	人数
降格	職に必要な適格性の欠格	0
休職	心身の故障	2

懲戒処分

区分	処分人数
免職	0
停職	0
戒告	0

サービスの状況

(平成26年4月1日現在)

職員のサービスの基本	地方公務員のサービスについては、地方公務員法で規定されていて、①法令・職務上の命令に従う義務 ②信用失墜行為の禁止等の遵守が基本です。
職務専念義務免除	職員の職務免除は、次の場合承認されます。 ①研修を受ける ②免許の更新等

研修の状況

(平成25年度実績)

区分	主な研修名	参加人数
施設研修	胆振町村会主催研修及び道市町村研修センター及び市町村アカデミー主催研修	38人
職場内研修	人事評価制度・クレーム対応研修・文書作成研修	延べ178人

福祉及び利益の保護の状況

(平成25年度実績)

区分	状況
健康診断	総合健診受診者 98名 一般健診受診者 39名

競争試験及び選考の状況

(平成25年度実績)

区分	状況	採用者
平成25年度採用試験	一般事務職(管内共同試験) 応募者: 11名(大卒) 1次面接: 8名 2次面接: 2名	2名

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の審査を経て、9 月定例町議会に報告しました。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により公表します。

平成 25 年度 安平町財政健全化比率及び資金不足比率の公表

問合せ 企画財政課財政グループ ☎ 2751

1. 健全化判断比率

健全化判断比率については、4 指標とも早期健全化基準を下回り、健全な水準となっています。

4 指標	安平町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- (-)	15%	20%
②連結実質赤字比率	- (-)	20%	30%
③実質公債費比率	11.8% (12.2%)	25%	35%
④将来負担比率	70.9% (89.4%)	350%	

() 内は前年度数値

- ①実質赤字比率については、一般会計において 1 億 1,812 万円の黒字であり、実質赤字は生じていないことから該当しません。
- ②連結実質赤字比率については、国民健康保険事業特別会計で 1,388 万円の赤字が生じていますが、介護保険事業特別会計ほか一つの公営事業会計で 628 万円の黒字となっており、簡易水道事業特別会計ほか一つの公営企業会計においても 1 億 6,132 万円の黒字となっており資金不足は生じていないことから、連結実質赤字比率は黒字になっており該当しません。
- ③実質公債費比率は、前年度の 12.2% から 0.4% 改善しています。
- ④将来負担比率については、前年度の 89.4% から 18.5% 改善しており、早期健全化基準の 350.0% を大幅に下回っているため問題はありません。

2. 資金不足比率

資金不足比率についても、各特別会計ともに実質収支は黒字であり、資金不足を生じた公営企業はありません。

公営企業会計名	安平町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	- (-)	20%
公共下水道事業特別会計	- (-)	20%

() 内は前年度数値

3. 健全化判断比率及び資金不足比率とは

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計の赤字額を町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

毎年 4 月に始まり 3 月に終わる町の会計年度における歳出は、歳入の範囲で行うことが原則であり、歳出に対して歳入が不足し、赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消するには、翌年度の歳入を充てる繰上充用や、翌年度に支払を延ばす支払繰延などがあり、実質収支は赤字となります。赤字額を翌年度において、歳入確保又は歳出削減ができれば、更に赤字額が累積していくこととなります。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算して、町全体の赤字の程度を把握するため、町税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化し、地方公共団体全体としての財政運営悪化の度合いを示します。

地方公共団体の会計は、一般会計の他に料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。

一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況は良いとは言えません。例えば、水道料金を財源として独立採算で行っている水道事業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。

<p>(3) 実質公債費比率</p> <p>借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度（危険度）を示します。</p>	<p>一般会計の借入金や公営企業等ほかの特別会計の借入金に対しての一般会計から繰り出す経費、また、近隣町との組合により整備したゴミ処理関係施設に係る負担金なども一般会計の負担となります。こうした借入金、負担金を合算し、一般財源の標準的な規模と比較して指標化したもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りが危険な状態になります。</p>
<p>(4) 将来負担比率</p> <p>一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の内、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。</p>	<p>一般会計が将来支払っていく負債には、町の長期借入金残高のほか、公営企業など他会計の借入金残高のうち、一般会計が負担するもの、また、一部事務組合に係る借入金のうち、町の負担分などがあります。こうした現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したもので、この比率が高い場合、財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。</p>
<p>(5) 資金不足比率</p> <p>公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。</p>	<p>公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなります。</p>

4. 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、国民健康保険事業特別会計が赤字となりましたが、一般会計及び他の4特別会計の実質収支は黒字決算となったことから算定されません。

(1) 実質公債費比率：前年度と比較すると0.4%減少していますが、改善の要因は、標準財政規模（※1）が増加したことによるものです。実質公債費比率は減少傾向にあります。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が国の許可を要することから、さらに改善することを目指しています。

(2) 将来負担比率：前年度の89.4%と比較すると18.5%改善し70.9%となりました。早期健全化基準は350%であることから、「安全ライン」にあると言えます。平成25年度は学校給食センター建設などの大型事業がありましたが、借入金の額は、平成24年度と比較すると約3億8百万円減の6億5,374万円となっています。平成24年度末の借入金残高100億9,979万円が、平成25年度末では99億2,802万円と1億7,177万円減少しました。その借入金には過疎債（※2）や合併特例債（※3）といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成24年度の94億6,784万円より3,083万円減の94億3,701万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成25年度決算時で約29億円であり、単年度の標準財政規模48億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は1市町村ではどうしようもないほど変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の合併自治体への増額交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

【用語解説】

- ※1 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しています。
- ※2 過疎債とは、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。
- ※3 合併特例債とは、市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では平成32年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。

“まちづくり”の主演は、町民の皆さんです！

『安平町まちづくり基本条例』

広報あびら9月号から連載として紹介している「安平町まちづくり基本条例」。

9月号では、まちづくり基本条例とは何か、その概要について紹介しました。

今月号では、「前文」「第1章総則」「第2章情報の公開と共有」について、ポイントを絞って紹介します。

前文 【条例の理念と原則】

私たちは、北から南へと清流あびら川に沿い、広大な自然と実り豊かな大地に抱かれ、農業・酪農・鉄道が融合したまちとして発展し、住み良い自然環境と交通の利便性を享受しながら、健康的で快適な暮らしを営んでいる安平町の町民です。

前文は、町の地域特性や成り立ち、これまでの発展の経緯がわかるようになっているのね



僕らが目指すまち。
へえ～将来像も書いてある



私たちが自治の主演として、自らの責任において主体的に考え積極的に行政に参加すること。そして、私たちの目指すまちを定めています。

- ◆町民一人ひとりが夢を育むまち
- ◆明るく笑顔が広がる安全安心なまち
- ◆すべての福祉のために支え合うまち
- ◆生涯学習を推進し人権を尊重するまち
- ◆文化を育み心豊かに暮らすまち
- ◆のどかな住環境を未来のこどもに引継ぐまち

第1章 総則 【条例の理念と原則】

この章では、条例の目的、用語の定義とともに、前文の将来像をより具体的な表現として、まちづくり基本条例の基本的な理念と原則について規定しています。

安平町として本条例が「まちづくりの基本」となり、そして町政運営における最高規範の条例であり町の憲法的存在として位置づけられることを規定しています。

私たちのまちづくりは、この基本理念と基本原則に基づいて進められているってことね

- ・情報の公開と共有を図ること。
- ・町民参画の権利と責任を明らかにすること。
- ・協働と連携の仕組みを築いていくこと。
- ・まちづくりの主演である町民のほか、町・職員・議会の責務などを明らかにすること。
- ・生涯学習社会の実現を図ること。



「参画」とか「協働」って何度も出てくるけど、どういう意味なんだろう？



『参画』

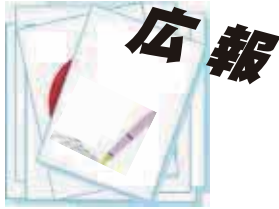
町の政策の企画・立案・実施・評価の各段階に、町民が主体となって参加して関わることです。

『協働』

町民・議会・町がそれぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい、地域社会の発展に取り組むことです。

第2章 情報の公開と共有 【権利と役割】

町が保有する「情報」は、共有の財産として町民と公共が利用すべきものです。そこで、第2章では、情報公開や情報提供に係る基本的な事項などについて規定しています。



みんなが参加して「まちづくり」を進めるために、情報共有は大事なことね！
町は、情報提供だけでなく、分かりやすく説明（機会の設定）する責任もあるのね！



皆さんにさせていただくため、広報やホームページでの情報発信だけでなく、懇談会や説明会を開催したり、町政執行方針や政策的な事業を紹介する「安平町のまちづくり」なども配布しています。



個人情報
は、
適正に
管理！

町が保有する情報の公開を保障する一方で、個人の権利や利益が侵害されないように、町が保有する個人情報を適正に管理し、取り扱うことを定めています。

わしらの個人情報は、ちゃんと守られてるのか？



ほくにも知る権利があるけど、教えてくれるの？

みんな、不安そう…
安平町には、今まで「情報の公開」や「個人情報保護」のルールはなかったの？



大丈夫！

安平町では、平成18年3月に制定した「安平町情報公開条例及び施行規則」、「安平町個人情報保護条例及び施行規則」に基づきながら、これまでも、そして、これからも適正な運用をしていくことにしているんだよ。

まちづくり基本条例に定める基本理念を実現するために、第2章ではその権利などをもっと明確にしたんだ！



先読み

第3章 町民参画の推進

第3章は、広報あびら11月号で紹介しますが、少し先に予習をしておきましょう。「町民参画」の定義については、第1章で説明しました。町の政策の各段階に、町民の皆さんが主体的に参加してかかわるためにも、『町民の権利』をしっかりと保証することが必要よ！

- － 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります －
- － 町民は、まちづくりに参画し意見を述べる権利があります －

そして、大事なことは、まちづくり（町政）に参画する町民皆さんが、自らの発言や行動に責任を持つことです。



9月のびんぐら

児童みんなで協力

8月29日、遠浅小学校の児童らによって長年集めてきたリングプル75kgが、社会福祉協議会へ寄贈されました。

児童を代表して社協を訪れた4名の児童会役員は、「みんなで力を合わせて集めたリングプルなのでぜひ役立ててほしい」と話してくれました。

寄贈されたリングプルは、車椅子への交換に使用されるということです。



妖怪と交通安全

9月16日、室蘭地区トラック協会苦小牧支部清部常務理事と大澤事務局長が豊島教育長を訪れ、低学年向けの交通安全絵本「妖怪交通安全」を各校に1冊ずつ寄贈されました。

秋ともなれば、日没も早まり、輸送業は繁忙期を迎えます。ドライバーへの安全運転を呼びかけるだけでなく、尊い命を守るためにも子どもたちには、楽しく交通安全を勉強して欲しいと清部常務理事は話していました。

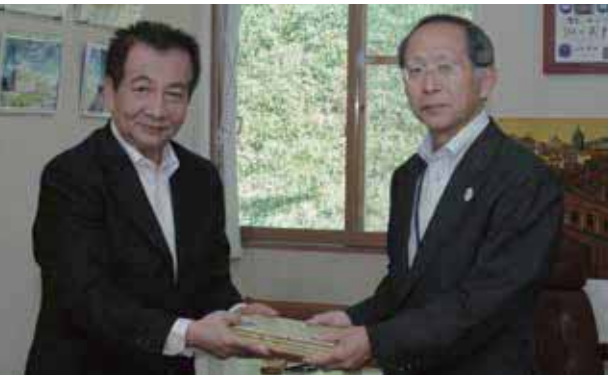


命を助ける力を学ぶ

救急に対する理解を深めるため設定された救急の日の9月9日、胆振東部消防組合消防署安平支署で普通救命講習会が行われました。

11名が参加した講習会では、心肺蘇生法やAED（自動体外式除細動器）の操作方法について指導を受けました。

参加者からは「機械の操作に不安があったが、操作を学べて良かった」と救急が身近になった1日となりました。



地域社会の発展を思い

「地域のために何かできないか」という思いから、今年7月に開催された「あびら夏！うまかまつり」で豚汁を販売。その収益を寄付しようとして、9月17日、早来ライオンズクラブ三倉会長が社会福祉協議会を訪れ、贈呈式が行われました。

三倉会長から「地域福祉の活性のために有効的に使って貰えたら」という言葉とともに手渡され、受け取った荒木会長は「地域福祉の発展のために活用したい」と話されていました。

おやつから食生活を学ぶ

9月17日、カルビー株式会社による出張プログラム「カルビー・スナックスクール」が、遠浅小学校の3く5年生を対象に行われました。

このプログラムは、おやつを通じて正しい食生活を考えるもので、1日に摂取するおやつや商品の量や商品パッケージに掲載されている成分表示の意味などを学習。

児童らにとって身近なものを用いた学習ということもあり、終始楽しそうに勉強している様子が伺えました。



百歳のご長寿を祝って

老人の日を記念して今年度中に百歳を迎えられる白井ハルさん（早来大町）に、内閣総理大臣から祝状と記念品が贈られ、瀧町長より伝達されました。

白井さんは、大正4年に早来で生まれ育ち、現在も自宅でご家族に介助されながら、元気に過ごしていらつしやいます。耳は少し遠いとのことですが、ご飯が美味しいと食欲旺盛。贈られた記念品に「こんなに立派な物をもらえるなんて」と感激したご様子でした。



災害発生時の行動は

9月20日、町主催の災害図上訓練が追分公民館で実施され町民57名が参加。

訓練は、町内の住宅地図を用いて災害発生時の恐れがある場所や土地の特徴などの情報を共有したほか、災害を想定したイメージ訓練も行われ、個人や地域単位で出来る防災対策を考える機会となったようです。参加者からは「防災対策についてもっと考えないといけない」との声もあり、防災意識が高まった様子が伺えました。

地域の交通安全を願って

9月22日、安平建設協会によって安平地区に設置された、交通安全啓発モニュメントの点灯式が行われました。今回設置されたモニュメントは、昨年11月に安平町交通安全協会によって早来駅前設置されたものと同じく雪だるま型で、町内2基目のモニュメント。

モニュメントの設置について安平建設協会西村次郎会長は、「少しでも交通安全の啓発に役立てたら」と話されていました。



（今月の1枚）

秋の味覚「ぶどう」

今月の1枚は、三友ブランドサーブス株式会社安平環境総合研究所で育てられている「ぶどう」です。収穫作業中の9月中旬に取材へ行ってきました。

どんなぶどうが？

案内された場所には無数の大きなビニールハウス。その中で、たくさんぶどうが育てられています。粒が大きく、色も様々。品種の多くは、本州など温暖な気候を好むものだから。

安平町で育つワケ

温暖な気候を好む品種が北の大地で育つには、温度管理が出来るハウス内という環境だけではなく、栽培方法にも特徴があるとか。それは、根域制限栽培という栽培方法を採用しているということ。

この方法は、根域を制限することで、水分量や栄養分、その土地の土壌等に左右されることなく安定した環境で栽培する方法です。

熟した大粒の实

ハウスの中には、芳醇な香りを放つ様々な品種のぶどうが大きな粒を実らせ、更に一粒一粒に艶があり、目を楽しませてくれました。

取材後には、収穫したてのぶどうをお土産としていただきました。溢れる果汁の強い甘みと香りが口中に広がり、とても美味しい秋の味覚を堪能することができました。

※現在、一般の方への販売・流通は行われていないとのこと。





旭保育園運動会

9月

日に日に秋が深まっていく9月。

町内では、スポーツの秋、文化の秋を感じる様々なイベントが開催されました！

安平町の秋の1コマをお届けします！



追分保育園運動会



2014 ツール・ド・北海道



町民ゲートボール大会





町内小中学生陸上競技記録会



早来中学校学校祭



追分中学校学校祭



チームあびら地域間交流スポーツ大会

あびら回顧録

～昭和63年編

できごと 東京ドーム落成／ソウル五輪開幕／消費税成立
 世相 地方博ラッシュ／東日本中心に異常冷夏／高級車ブーム
 歌 パラダイス銀河 (光 GENJI) / 人生いろいろ (島倉千代子)
 テレビ 大河ドラマ「武田信玄」／「それいけ！アンパンマン」
 映画・書籍 火垂るの墓／ラストエンペラー／ノルウェーの森 (村上春樹)



←どろんこまつりは、名物の「どろんこ棒幅跳び」で大盛り上がり
 ↓昭和63年10月広報はやきたの表紙
 辰年・10月生まれのみなさん



昭和63年9月末人口
 5,799人 (男: 2,929人 / 女 2,870人)

昭和63年10月広報おいわけの表紙は、敬老会で自慢のノドを披露する老人クラブの皆さん。
 右はペアの合計年齢が100歳以上が参加したテニス大会



63 年度318号
 敬老会より
 アトラクションで得意の演奏とノドを披露し
 毎年ごちがいも喜びも老人クラブの人たち。

昭和63年9月末人口
 4,304人 (男: 2,072人 / 女 2,232人)

第2回アサヒ 100歳テニス



壮年には、とれたてのメロン、ジャガイモ
 や投りたての牛乳をおかいっぱい食べながら
 交流を深めました。

メロンカップ 追分大会

アサヒメロンの贈り物・追分大会でテニス愛好者の
 交流を1と昨年同様スタートしたアサヒメロ
 ンカップ百歳テニス追分大会の第二回大会が
 九月四日、若草町テニスコートで開かれま
 した。
 この大会は、ペアの合計年齢が百歳以上で
 あれば男女、親子夫婦の区別なく誰とでも
 アを組んで出場できるユニークなもので、札
 根、悪悪、広島のほかは遠くは津市から
 の四十歳以上十人参加し、最年長は千歳
 から参加した七十三歳の男性でした。抽籤の
 テニス日和りに登場され、コートサイドから
 プレーが随所に発せられ、コートサイドから
 大きな拍手がおこられていました。



◀このページに関するお問い合わせは総務課情報グループ (☎ 2511) まで

こんな活動しています サークル紹介

追分ひまわりコーラス

連絡先 谷口和子さん
☎ 3036



来年で結成45周年を迎える「追分ひまわりコーラス」を紹介いたします。

昭和45年、社会教育事業の一環としての呼びかけに集まったお母さんたちのコーラスグループが誕生しました。当時は25名ほどいたメンバーも年々減少し、現在は17名で福祉施設の慰問やコンサートへの開催のほか、町外でのイベントに参加するなど精力的に活動されています。

メンバー内の高齢化が進む中、「週1回の活動日に意欲的に出かけてくるのも、25年間にわたり合唱を指導してく

れる佐藤一恵先生の熱意に癒えたいという思いと、明るく楽しい時間が過ごせるから」と谷口さんは話し、「一人でも多くの人に歌うことが楽しいと感じて欲しい。」と佐藤先生はメンバー募集を呼びかけていました。

まずは、今月開催されるコンサートで一緒に歌ってみませんか？

「追分ひまわりコーラスコンサート」

日時 10月18日(日) 開演14時
会場 追分公民館

定例活動日 毎週火曜日

19時～21時

場所 追分公民館

9月16日付けで町職員の懲戒処分を行いましたので、安平町職員の懲戒処分等に関する規則に基づき公表いたします
被処分者

所属部局 総務課

役 職 課長補佐

年 齢 45歳

処分内容

懲戒戒告処分

処分理由

情報関連システム及び機器類の保守委託業務契約を自身の妻が出資し、さらに妻が取締役を務めていて利害関係にある業者との間で、平成23年度から一社限定による随意契約を締結し、町民の疑惑や不信を招いた行為は、公務員としての倫理の欠如が起因しており、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に抵触するとともに、安平町職員倫理規程に規定する遵守事項に違反し、地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)に該当するため処分を行ったもの。

【町民の皆様へ】

今回の公務員倫理の欠如に起因する事案が起きてしまったことにつきましては、誠に

遺憾であり、町民の皆様からのお詫び申し上げますとともに、今回の事案を受け、職員倫理の一層の徹底に務め、各職員が全体の奉仕者であることを自覚し、厳正な規律のもと公平・公正な職務の遂行を行い、町民の皆様への信頼を回復するよう努力してまいります。

職員人事

退職(9月30日付)

植原康成(農林課農政・畜産グループ主事)、沢口真由美(教育委員会子育て支援グループ主幹)

異動(10月1日付)

会計課 出納グループ主事 柴田佳恵(健康福祉課住民サービスグループ主事)

健康福祉課 住民サービスグループ主幹 武田美香(会計課出納グループ)

教育委員会事務局 課長補佐(学校給食センター長)

谷村英俊(子育て支援担当)、子育て支援グループ主幹 畠山香織(学校教育グループ主幹)

秋はヒグマに注意!

11月3日までは「秋のヒグマ注意特別期間」です

ヒグマによる人身被害は、キノコ採りなどで山へ入ることが多くなる秋に最も多く発生しています。ヒグマの姿や足跡を見かけたときは、役場またはお近くの駐在所へご連絡ください。

- ・早来駐在所 ☎ 2030 ・追分駐在所 ☎ 2003
- ・安平駐在所 ☎ 2339 ・遠浅駐在所 ☎ 2211
- ・安平町役場 ☎ 2511

【ヒグマと遭遇しないために】

- ◎ヒグマの出没情報に注意してください。
- ◎野山に入る時は複数で行動しましょう。
- ◎鈴やラジオなど音のするものを携行しましょう。
- ◎早朝や夕方の入山は控えましょう。
- ◎ヒグマの痕跡を見つけたら引き返しましょう。
- ◎生ゴミは必ず持ち帰ってください。

平和を誓う 同じことを繰り返さないために

8月6日に開催された広島平和記念式典に安平町から6名の「平和大使」が参加。世界で初めて原爆が投下された広島で見た平和記念資料館や原爆ドーム。碑めぐりガイドの方や語り部の方との出会いは、戦争を知らない彼らにとって「戦争と平和」について考える機会となりました。平和大使が抱いたそれぞれの思いと決意を紹介します。



平成26年度広島平和記念式典派遣事業スケジュール

- 8月5日 広島へ出発。到着後、平和記念公園内に千羽鶴をおさめた後、原爆ドームや広島平和記念資料館、広島城を見学。
- 8月6日 平成26年度広島平和記念式典に参加。式典後、碑めぐりガイドの平原氏と合流し記念碑巡りや語り部の塩冶えんや氏から当時の様子を聞くなどして自主研修。
- 8月7日 帰町。



「戦争が変えた人々の生活」 追分中学校3年 谷口柚香

塩冶さんという方に戦争や原爆について教えていただきました。塩冶さんは5歳の時に被爆しています。

その後も原爆による後遺症によって友達、そして妹を失うなど辛いことは続きました。塩冶さん自身も後遺症は残っています。塩冶さんが戦争によって負った傷は消えません。

今は戦争を経験した人が少なくなっています。辛い思い出なので思い出したくない、という人もいます。戦争経験者が日本にいないなくなってしまった時、戦争の悲惨さを伝えていくことが今よりも難しくなってしまうと思います。今の日本からは想像できませんが、「絶対に起こらない」とは言い切れません。これから戦争を起こさないために、そして世界から戦争を無くすために私たち一人ひとりが戦争についてもっと知り、それを沢山の人々に伝えていくべきだと思います。これは簡単にできることはありません。しかし私はこれが世界の平和への一歩だと思えます。ですから、今回学んだこと、感じたことをこれからも多くの人々に伝えていき、少しでも世界の平和に貢献していきます。



「被爆した時の人々の様子」 遠浅小学校6年 中倉宏太

ぼくたちは広島に着いた初日に「平和記念資料館」へ行きました。この資料館では、被爆したたくさんの人たちの遺品などが展示されていました。その中で午前8時15分で止まったこの時計を見て、ぼくは「原爆が一瞬にして家など街のあらゆるものを破壊したんだ」と思いとても怖くなりました。2つ目は中学生の爪と皮膚や筋肉で、特に印象に残っています。亡くなった中学生のお母さんが資料館に提供してくれたものを展示していて、ぼくはそれを見てとても痛かったのではないかと思います。鳥肌が立ちました。

広島で起こったような、たった一つの爆弾でたくさんの罪の無い人たちが傷つき命を失い、残された人たちの心にも体にも大きな傷跡を残すような悲劇を起こす戦争は、一度起こしてはいけません。今回ぼくが知ったことは、これから戦争を知らない人たちに伝え続けていかなければならない、広島に行ったらぼくの使命だと思います。

紙面の都合により割愛しています。



「被爆した人の思い、そして感じたこと」

早来中学校2年 伊藤涼夏

私は、広島派遣事業を通し、考え方が変わりました。

戦争当時は、家族や友達など自分にとって大切な人を突然亡くすという恐ろしいことが沢山ありました。しかし、今は学校に行く、「おはよう」と声をかけてくれる友達や学校から家に帰ると「お帰り」といつてくれる家族がいます。それがどれだけ幸せで恵まれているのかを私は広島に行つて学びました。

今、私たちには、このような悲劇を二度と繰り返さないために何が出来るでしょうか。

私達一人ひとりに出来ることは限られています。平和を自負する日本に住む私達だからこそ、しっかりと考える使命があります。国の平和のために、二度とあの出来事を繰り返さないためにも。

まず、私は学校や家などで人と交流する時に、家族や友達と仲良くします。けんかには小さな戦争です。けんかを起こさないためには、理解と受け入れる心の広さを持ち、人に感謝の気持ちを持つことが大切だと思います。



「戦争が起きていた時の生活」 早来小学校6年 畠山祐大
5歳の時に被爆した塩治節子さんと出会い、戦争の体験談を聞きました。

ほとくのテーマ「戦争が起きていた時の生活」について色々聞きました。

塩治さんは、爆心地から1.6kmの所に住んでいて、奇跡的に命は助かりましたが、原爆で家は壊れてしまい、しばらくは山で野宿をしたり、壊れたお寺などで寝ていたと教えてくれました。

学校のことも聞いてみました。塩治さんが小学校に入学したのは、戦争が終わった後で、クラスには薄い教科書が三冊しかなく、くじ引きで当たった人しかもらえなかったそうです。塩治さんは友達から教科書を借り、お父さんが紙に書き写してくれた教科書を使っていたと話してくれました。

今は教科書や勉強に必要な道具は、全員が持っています。でも、それは当たり前なことではないと知り、もっと教科書を大切に使うと思ったし、勉強も頑張ろうと思いました。



「放射線による後遺症」 追分小学校6年 丸岡蒼依

当時被爆した人たちは、放射線による後遺症で亡くなっていたかと思われる方もたくさんいて、塩治さんが吐いて亡くなり、塩治さんの妹さんは、被爆の7年後に突然40度の高熱を出し、翌日に熱は下がったものの息を引き取ったそうです。二人とも原因はわからないままでしたが、原爆の放射線による後遺症が影響していたと塩治さんは話していました。

また、原爆病の一つである放射線白内障も多くの被爆者に発症していて、広島でお世話になった碑めぐりガイドの平原さんは、両親が被爆者で終戦後に産まれたが白内障になりました。被爆2世の子どもたちも原爆病と同じような症状がでるケースがたくさんあるそうです。国は原爆病と認めていませんが、原爆の放射能は時を越えてまでも何の罪も無い人々へ影響を及ぼしているということに私は強い恐怖を感じました。私は被爆2世の方々も原爆病と認めて欲しいと強く感じました。



「原爆を体験した人の思い」 安平小学校5年 本野吉倅
碑めぐりガイドの平原さんは平和記念公園内のいろいろな碑を案内してくれました。

「平和の池」は、やけどを冷やし、水を飲むという想いで作られ、「祈りの泉」は原爆でやけどを負った体を水で冷やしてあげたいという想いで作られています。「平和の灯」は手の平で持っているイメージで作られて、世界から核兵器が無くなることを願っています。「原爆の子の像」は、12歳で原爆病で入院した佐々木禎子さんが折鶴を千羽折ると病気が治るといふ言い伝えを信じて折って13歳で亡くなったのをきっかけに原爆で亡くなった子どもたちをなぐさめるために作られ、毎年、たくさん千羽鶴がさげられています。

そして、祈りの泉、原爆死没者慰霊碑、平和の池、平和の灯、原爆の子の像、原爆ドームは一直線上に並んでいて、それは平和についてまっすぐ考え、一つになるという想いでそのようになったということを感じ、ほくはすごい考えだなと思ひ、早く世界が一つになるといいなと思いました。

平和を願う一日

8月30日、追分公民館で平成26年度安平町平和祈念式典が開催され、122柱の御霊に祈りを捧げました。

瀧町長は式辞において、「平和憲法を順守し、戦争がない核兵器や放射能に脅かされることのない社会を目指す。」と述べ、参列者とともに献花式典の最後は、平和大使を務めた谷口柚香さん（追分中3年）による「核兵器廃絶平和の町宣言」の朗読で閉式となりました。



こんにちは 保健師です

体を動かす機会や環境が少なくなっています。

幼児期は神経機能の発達が著しく、5歳頃までに大人の約8割程度まで発達すると言われています。そのため、幼児期はタイミングよく動いたり、力の加減をコントロールしたりするなどの運動を調整する能力が顕著に向上する大事な時期です。

子どもの頃からの運動習慣が将来の健康につながる

健康福祉課健康推進グループ保健師4年目の山口です。趣味は色々な健康法を試すこと。その中でも自分に一番合って長続きしていることは「歩くこと」です。歩くことがすすきりし、日頃の疲れも取れるように思います。そのため休日は歩くようにしています。

今回は体力づくりに重要な時期とされる幼児期（約3歳〜就学前）の運動と遊びについてお話しします。

子どもの体力低下について

この10年でよく行う遊びは、体を使わないものが多く、特にテレビやビデオの割合は2倍に増えているのに対し、

大人になると体が硬くなる？

赤ちゃんの頃は体が柔らかいですが、成長するにしたがつて柔軟性が失われていきます。遺伝や骨格、筋肉のつき方などが原因と言われていますが、一番の原因は生活習慣です。

柔軟とは、関節の可動域が広く、筋肉がしなやかに伸び、体を大きく動かせることを言い、柔軟な体はけがの回避や運動能力アップにつながります。日頃お子さん達を見てみると、走ったり飛び跳ねたりすることなどは得意だが、実は体がとても硬く動作に力を入れすぎてしまう場合があります。

どんな運動が良い？

文部科学省による幼児期の運動指針によると、体を動かす時間は1日を合計して60分を目安にするとあります。ただし時間だけが問題なのではなく、様々な遊びを中心として散歩やお手伝いなど多様な動きの経験が必要です。お子さんにとって無理のない範囲で継続して行うこと、お子さ

んが運動できたらぜひ褒めてあげましょう。また、お子さんの足に合った靴を履かせることも大切です。左のような運動を参考にしてくださいでしょうか。

効果のある運動	内容・方法
歩みにくい場所を歩く (バランス感覚)	布団やクッションの上、砂利道や坂道など障害になるようなものの上を歩く
階段の昇り降り (全身の筋力を使う)	慣れないお子さんは、必ず手をひいてあげましょう
散歩 (持久力が養われる)	近所の公園など、目標を決めて少し遠くまで足を延ばしてみる (お子さんが嫌がらない程度に。)
ストレッチ (全身をほぐす)	お風呂上がりなど、体が柔らかいと時間などに親子でやってみましょう
ボール遊び (全身をバランスよく使う)	投げる・受ける・蹴る・ボールに座る

親子で運動してみませんか？

親子ジャンプ☆アップ教室のご案内

今年度は夏・秋・冬の3回構成(外遊び・室内遊び)で実施しています。対象は就学前のお子さんと保護者で、内容は運動指導士による講話と親子運動です。親子のふれあいや大人の健康づくりにも適しています。毎回10〜15組の親子が参加しています。

次回は平成27年2月8日(日)追分公民館で行います。詳しくは、広報あびら1月号でご案内しますので、ご覧ください。

(問合せ) 健康福祉課健康推進グループ ☎2425





追分高校です

が響き、3年生全員が進路決定に向けての自覚と決意を高める機会となった。

就職個別面談〜専門家からのアドバイス武器に〜

8月22日、ハローワーク小牧の反保宏一ジョブサポーターと胆振教育局の西智子進路相談員に来校いただき、就職志望者対象の面談指導が実施された。求人は昨年度の5割増と明るい材料をバネに、専門的立場から個別にアドバイスを受けた生徒達は「受験先を迷っていたところ、自分に適した求人を紹介いただいた。」「普段会わない人から指導を受けたので、緊張感を持って礼法指導の仕上げが

できた。」と、昨年度の就職内定率100%を継続する自信を付けた。

先輩に聞く〜1年生から広い視野を持った進路選択を〜

8月22日、現役大学生による進路ガイダンス「先輩に聞く」が1年生を対象に実施された。東京の学校への進学希望者がいるということで、講師は明治大学の實吉恭亮さんと日本体育大学の小林頌平さんの2人。

1年生担任の教え子という縁で、1年生の進路指導の一環として実施された。

生徒の感想は、「将来について考えるきっかけになった。」「希望していた大学に進学する意欲するという考えも出てきた。」と、進路活動に自主的に取り組む大きなきっかけとなった。

進路出陣式〜今年も進路実現100%を目指して〜
9月12日、進路出陣式が行われた。就職試験解禁と進学的開始にあたり、校長先生からの激励の言葉の後、進路指導部長から身だしなみや就職試験に向けた心構え、そして最後に学年代表による進路実現宣言。「最大限の努力と自覚とけじめある言動を通して、あきらめない姿勢を忘れずに保護者や先生方の恩に報いられるように全力で取り組みます。」という力強い言葉



ハローワーク小牧 反保宏一ジョブサポーターによる面談指導



←明治大学 實吉恭亮さん



↑真剣な表情の生徒たち



←日本体育大学 小林頌平さん

お知らせ

追分高等学校PTA研修会「教育講演会」の日程が決まりました

9月11日の大雨により延期となった「教育講演会」の開催日程が次のとおり決定しました。皆様のご参加をお待ちしています。

日時 12月18日(木) 15時20分〜16時50分

会場 追分高等学校体育館

※事前に下記へお申込みください。

申込み・問合せ

追分高等学校(教頭 大橋) ☎☎2555

追分高等学校ホームページがリニューアルしました

<http://www.oiwake.hokkaido-c.ed.jp/>

追高=一人ひとりが主役の学校

追分高校は、少人数だからこそ、強い絆で結ばれた仲間と出会え、誰もが主役になれる学校です。

追分高校の教職員は、生徒一人ひとりをかけがえのない存在として認め、3年間かけて、自律した18歳に育て上げます。

追高=一人ひとりを伸ばせる学校

皆様のご意見をお寄せください。

《北海道追分高等学校(〒059-1911 安平町追分本町7丁目8番地) ☎・FAX ☎ 2555》

ていあんくんから



貴重なご意見ありがとうございます。今後も、お気づきの点がございましたらご意見・ご提案ください。

子育て支援について

□ご意見（8月提案・無記名）

はやきた子ども園児の保護者です。少し意見があります。①先生方の元気の差が激しい。園児の前ではあはさつしてほしい。②暑い中での散歩では、熱中症などを考慮して行っているのか。③お手紙の内容が「幼稚園」主体で書かれており、「保育」の内容がわかりにくい。④先生の勤務交代時、適切に申し送りがなされているのか。⑤体調が優れない子どもが多い場合、雨の日の散歩を控えることはできないのか。また、プール

での感染症対策は行われているのか。

子ども園には感謝しておりますが、もう少しだけ、職員と父母とのつながりをもてたら、もっと良い子ども園になると思います。

■回答

①挨拶については、体調や気分に関わらず、園児や保護者など園に出入りする方

に対して、爽やかにするよう指導しています。余裕のない状況など、気づきが不足してしまい挨拶ができない場面があったかと思

いますが、今後は余裕をもつて対応できますよう努めていきます。

②30度を超えるような暑い日の活動については、直射日光を避け、散歩や園庭遊びなどの園外活動は控えるようにしています。また、園内での活動の際も、麦茶やスポーツドリンクなどを用意して水分補給に気を配り活動しています。

③はやきた子ども園は、幼稚園と保育園を1クラスとして編成しており、おたよりの内容はクラスの活動について掲載していますので、幼稚園と保育園を分けてい

るものではありません。今後は、子どものつばやきや活動の内容など子どもたちの様子を伝えていけるように工夫していきたいと思

います。④申し送りについては、今後は、子どもの様子などの伝達事項について、口頭やノート、黒板を活用し、徹底するよう努力していきたいと思います。

⑤雨の日の散歩、感染症などについては、園児一人ひとりの状況に合わせて対応をしていますが、その日の体調面などご心配なことが

ありましたら、登園時にいる先生やおたより帳の活用、お電話でも構いませんので

ご連絡ください。また、プールでの水イボなどの対策についても同様に、プールを控える、園プールに消毒薬

を入れるなど状況に合わせて対応しています。最後に、寄せられたご意見は今後のはやきた子ども園の運営に反映をしていき

たいと考えていますので、遠慮なく園の職員にお伝え

くださいますようよろしくお願いいたします。

□ご意見（8月提案・無記名）

子どもたちが去年から計画を立て、館長もできると

答えていたそうだが、よくわからない理由でお泊り会がなくなったと聞いた。理由を教えてください。

■回答

放課後児童クラブの事業として、昨年1年生から3年生までを対象とした「お楽しみ会」を実施しました。その時も「お泊り会」の希望があったのですが、勤務時間などの調整が困難となり実施できなかったため、来年は「お泊り会」を実施できるように準備したいと館長から子どもたちに説明をしてきました。

今回の「お泊り会」開催にあたり事業内容を改めて検討した結果、放課後児童クラブの目的からはずれてしまうという考えにより、「お泊り会」については中止させていただきました。

児童、保護者の皆さまには大変ご迷惑をおかけする結果になり深くお詫び致します。

なお、今回の開催につきまして、館長から実施に向けた説明をしていること、昨年も実績があり、子どもたちも楽しんでいたことを考慮し、昨年同様の「お楽しみ会」として開催させて

いただいたところです。

限られた時間の中ですが、新しい経験や意欲的な活動ができるよう、検討していきたいと思しますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

【お問い合わせ先】教育委員会子育て支援グループ

☎2083

□ご意見（7月提案・匿名）

6月議会における高山議員からの一般質問については、直ちに検証するという答弁であったにもかかわらず、いまだに調査結果の報告がなされていない。町民の信用を失墜しないため、職員間の公平さを保つためにも、いち早く真実を明らかにして適切に対応していただきたい。

（他にも同様のご意見が寄せられていましたので合わせて次のとおり回答します。）

■回答

6月定例町議会において契約に関する職員の不正行為に関する一般質問があり、それらの調査結果について、町民の皆様からご質問をいただいたとおりでしたが、一連の疑義に対する町の調査結果についてご報告いたし

ます。

町では、6月議会終了後から調査委員会を立ち上げてご指摘のありました疑義について検証してまいりましたが、業者間における権利の譲渡契約が締結されたことで業者が変更になっていくことや、契約金額の増減の要因は契約内容の変更によるものであること、町のネットワークへのアクセス権を持つ業者との契約が最適と判断して契約していることなどから、一般質問で指摘のあったような不正行為は見受けられませんでした。

【お問い合わせ先】総務課総務グループ ☎2511

□ご意見（9月提案・匿名でごめんなさい）

9月号のていあんくん、子ども園、幼稚園の批判が多かったですが、どちらの園の先生も一生懸命しています。批判ばかりの提案は先生たちの意欲を無くすものではないでしょうか？

■回答
我が家は現在園にお世話になっていて子供はいませんが、先生応援メールです。

■回答
貴重なご意見本当にありがとうございます。

より良い園運営を目指して努力していきたいと思えますので今後ともよろしくお願ひします。

【お問い合わせ先】教育委員会子育て支援グループ ☎2083

このほか、安平小学校と早来小学校の統合についてご意見をいただきましたが、この件は広報あびら4月号のていあんくんと同様のご意見を取り扱っていますのでご参照ください。

10月20日（月）～26日（日）秋の行政相談週間

全国に配置されている行政相談委員が、行政相談所を開設し地域住民からの相談を受付、処理します。また、合同行政相談懇談会では、行政相談委員が、自治会、商工会等地域の各種団体の代表者との意見交換、苦情や意見・要望をお聞きします。

安平町では、次のとおり開催します。

相談会など	日時	場所	相談員・参加予定機関など
1日合同行政相談所開設 《無料・秘密厳守・予約不要》	10月20日(月) 10時～15時	ぬくもりセンター 多目的情報会議室	総務省行政相談委員（追分地区 平野秀樹）、安平町
	【相談内容】年金（国民・厚生等・各種遺族年金）、税金・借金（多重債務）・サラ金等・健康保険・道路・河川・登記・社会福祉・各種行政サービスほか ◆地区別開催ではなく、安平町1日合同行政相談所として開設しますので、お気軽にご相談ください。		
第48回合同行政相談懇談会	10月21日(火) 13時30分～	町民センター 3階 中集会室	行政評価局、室蘭開発建設部苫小牧道路事務所、室蘭建設管理部苫小牧出張所、苫小牧警察署、北海道旅客鉄道株式会社追分駅、NTT東日本、早来雪だるま郵便局、胆振東部消防組合安平支署、道立追分高等学校、安平町小中学校校長会、安平・厚真行政事務組合、安平町
後期自治会長等会議	10月21日(火) 15時30分頃～	町民センター 3階 中集会室	安平町

10月から予防接種の費用を一部助成します



高齢者が接種する「インフルエンザ予防接種」「成人用肺炎球菌予防接種」

幼児（1歳～3歳）が接種する「水痘（水ぼうそう）予防接種」

予防接種法の改正に伴い、平成26年10月から毎年冬に実施しているインフルエンザ予防接種費用の助成に加え、成人用肺炎球菌予防接種と水痘予防接種の費用の助成を行います。

高齢者対象「インフルエンザ予防接種」「成人用肺炎球菌予防接種」

◇助成対象と助成額について

助成対象 65歳以上の町民の方で、ご本人の意思と責任により接種可能で希望する方。

（2つの予防接種では助成対象となる方（65歳以上）の対象範囲が異なります）

予防接種の種類	対象範囲	助成対象期間
インフルエンザ予防接種	接種時に満65歳以上の方（昭和24年12月31日以前に生まれ、接種をする日までに満65歳に達している方）	平成26年10～12月までに接種したもの
成人用肺炎球菌予防接種 （右の①②両方に該当）	①平成26年度中に満65歳になる方（昭和23年4月1日以前生まれの方） ②初めて接種する方、または前回の接種から5年以上経過している方 安平町の独自制度	平成26年10月以降に接種したもの
接種する場所	安平町内の医療機関 追分菊池病院 ☎ ☎2531 ・ 畑山医院 ☎ ☎2250 ・ 早来医院 ☎ ☎3800	

こんなときは？

医療機関に入院中などの理由で、65歳以上の方が町外の医療機関で予防接種を行うときは事前に役場での手続きが必要です。印鑑を持参のうえ手続きを行ってください。

なお、成人用肺炎球菌予防接種の場合は国の制度の対象者のみ手続きが必要となります。詳細はお問い合わせください。

【安平町の独自制度】とは？

現在、日本人の死因第3位となっている「肺炎」を予防するため、安平町では国が規定する成人用肺炎球菌予防接種の対象者を拡大しています。

【国の制度による対象者】

初めて接種する方のうち、65歳から100歳まで5歳刻みの年齢の方と100歳以上の方

【町の制度による対象者】

初めて接種する方と、過去に接種をしてから5年以上経過した方のうち、65歳以上の方

全額助成となる場合

次の①、②のいずれかに該当する場合は、接種料金は全額助成されます。

①助成対象となる方のうち、(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳の1級・2級に該当する方（3級は一部該当）
- (2) 介護保険法第8条第24項に定める介護保険施設に入所している方
- (3) じん臓機能障害、特定疾患等通院交通費の助成要件に該当している方
- (4) 障害者自立支援法による自立支援医療を受けている方、または障害福祉サービス事業を行う施設に通所する方
- (5) 生活保護世帯の方

② 60歳～64歳で次の(1)～(4)の機能障害の身体障害者手帳1級に該当する方

- (1)心臓 (2)呼吸器 (3)じん臓 (4)ヒト免疫ウイルスによる免疫機能

◇医療機関での接種料金のお支払いと助成の申請について

予防接種をした方は、接種後に医療機関から予防接種料金を求められますので、一度お支払いください。その後、下の助成区分表の「申請必要」に該当する方は、役場で助成金の申請をします。

助成区分表

町内の医療機関で接種した場合		町外の医療機関で接種した場合	
65 歳以上は半額助成	全額助成の要件に当てはまる方	65 歳以上は半額助成	全額助成対象者
↓	↓	↓	↓
申請不要	申請必要	申請必要 (助成上限額あり)	申請必要

申請の方法 医療機関で料金を支払った後、次のものを持参のうえ役場で申請してください。

(接種料金の助成は申請後 2～4 週間後をめどに指定の口座に振り込みいたします。)

※インフルエンザの助成金申請は平成 27 年 3 月 31 日までに申請願います。

申請に必要なもの 予防接種の領収書、印鑑、振込先口座がわかるもの、全額助成対象者は身体障害者手帳など対象者であることを証明するもの

申請先 健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎）

住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）

幼児（1歳～3歳）対象「水痘（水ぼうそう）予防接種」

1 歳～3 歳未満のお子さんが接種する「水痘（水ぼうそう）予防接種」が、10 月 1 日から定期的な予防接種となりました。なお、今年度に限り 3 歳～5 歳未満のお子さんが接種する場合も対象となります。

(予防接種の回数には平成 26 年 9 月までに任意で接種した分を接種回数に含みます。)



予防接種の内容

対象疾病	ワクチン名	接種時期（望ましい時期）	内容・間隔
水痘 (水ぼうそう)	水痘ワクチン	初回接種：生後 12～15 か月 追加接種：初回接種後 6～12 か月後	1～3 歳未満は 2 回接種 次の接種まで 3 か月以上あける
		【経過措置】 初回接種 生後 36～59 か月 (平成 27 年 3 月 31 日までの接種)	3～5 歳未満は 1 回接種

接種を行う場所（前日までに直接予約をしてください。）

追分菊池病院（☎252531）：診療時間内（月・水曜日の 15 時以降は優先）

畑山医院（☎222250）：毎週火・金曜日（14 時～15 時）

予防接種料金

- ・上記町内の医療機関で接種する場合は無料です。
- ・事情により町外の医療機関で接種する場合は、手続きが必要となりますので、接種をする前に健康福祉課健康推進グループまでご連絡ください。

申請等手続き 健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎）

住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）

問合せ

健康福祉課健康推進グループ（追分庁舎）☎25 2425

◇軽自動車税・法人町民税の税率が変わります◇

【軽自動車税】

区分			税率（円）	
			現行	改正後
(1) 原付	ア) 50 cc以下	2輪	1,000	2,000
	イ) 50 cc～90 cc以下	2輪	1,200	2,000
	ウ) 90 cc～125 cc以下	2輪	1,600	2,400
	エ) ミニカー	3輪以上	2,500	3,700
(2) 軽自動車 自動車 軽自動車 及び小型特殊	2輪		2,400	3,600
		3輪	3,100	3,900
	4輪（乗用）	営業用	5,500	6,900
		自家用	7,200	10,800
	4輪（貨物）	営業用	3,000	3,800
		自家用	4,000	5,000
	雪上車	雪上車	2,400	3,000
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,000	
	その他	4,700	5,900	
(3) 2輪の小型自動車			4,000	6,000

※3輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから改正後の税率が適用されます。（平成27年3月までに最初の新規検査を受けたものは、経過措置として現行の税率で据え置かれます。）

軽自動車税

①国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しに伴い、原付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪小

型自動車の税率が平成27年度より、左表のとおり引き上げとなります。

平成26年3月31日に公布された地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税と法人町民税に関する町税条例の一部が改正されました。改正内容は次のとおりです。

（問合せ）税務課税務グループ ☎2513

【グリーン化対象の軽自動車税】

軽自動車 車種区分	税率（年額）（単位：円）		
	H27年3月31日 までの登録車	H27年4月1日 以降の登録車	14年超（経年重課 対象）の登録車
3輪	3,000	3,900	4,600
4輪乗用 （自家用）	7,200	10,800	12,900
4輪乗用 （営業用）	5,500	6,900	8,200
4輪貨物 （自家用）	4,000	5,000	6,000
4輪貨物 （営業用）	3,000	3,800	4,500

②三輪以上の軽自動車を対象に、排出ガスや燃費の性能に優れた環境負荷の小さい自動車の普及を進める「グリーン化」を促進するため、最初の新規登録を行った年月（※より14年目を経過した車両は、平成28年度から、税率の特例（経年重課※）対象となります。税率は左表のとおりです。

※新規登録を行った年月とは、自動車検査証に記載されている「初年度検査年月」のこと

※経年重課とは、一定の期間を経過したものに税率を上乗せしたものです。



廃車の手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に年税額が課税されます。4月2日以降に名義変更や廃車手続きを行ったとしても、1年分の税金を納めることとなっていますので、手続きはお早めに！

【法人税割額】

	H26年9月30日 までに開始した事業 年度に適用	H26年10月1日 以後に開始する事業 年度に適用
資本金等の額		
3千万円以下	12.3%	9.7%
3千万円超	14.7%	12.1%

【予定申告における法人税割額算定式】

$$\text{『前事業年度分の法人税割額} \times 4.7\% \div \text{前事業年度の月数』}$$

※予定申告における経過措置
平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告に係る法人税割額は、次の算定式となります。

平成26年度の税制改正において、地域間の税源の偏りを解消し、財政力格差の縮小を図るため、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人町民税の法人税割の税率が引き下げられました。

法人町民税

嘱託職員を募集します

安平町教育委員会では、11月から雇用する嘱託職員の募集を行います。

応募を希望される方は、内容をご確認いただき期限までに下記にお申し込みください。

応募期限 10月20日(月)

応募方法 指定する履歴書(司書に応募される場合は、市販の履歴書可)に3か月以内に撮影した写真を貼付し、必要事項を記入のうえ持参提出してください(町外の方は郵送可)。

※資格を有することが条件となっていますので、証明書の写しを履歴書に添えて提出してください。

選考方法 書類選考及び面接により決定面接日は別途お知らせします。

募集職種	児童福祉施設等指導員(募集人員:1名)	公民館図書室司書(募集人員:1名)
勤務地	児童センター・児童館	早来公民館
職種・賃金	子育て支援・児童健全育成指導など 月額 180,000円	図書点検、貸出業務等 月額 170,000円
雇用期間 勤務形態	平成26年11月1日～平成27年3月31日 月～土のうち5日間勤務 8時～18時(7時間45分)シフト制	平成26年11月1日～平成27年3月31日 火～日のうち5日間勤務 8時30分～17時15分(7時間45分勤務)
特記事項	なし	図書点検等のため、追分公民館で勤務する場合があります。(年数回)
応募資格等	・満59歳までの方(平成26年4月1日現在) ・町内在住または町外在住で通勤可能な方 ・幼稚園・小学校教諭免許または保育士資格を有する方	・満59歳までの方(平成26年4月1日現在) ・町内在住または町外在住で通勤可能な方 ・司書資格を有し、パソコン(エクセル・ワード程度)操作が可能な方
その他手当	通勤距離に応じて通勤手当を支給	
社会保険等	社会保険(健康保険・厚生年金)及び労働(雇用)保険加入	
有給休暇	5日の有給休暇を付与	
応募先 問合せ	教育委員会子育て支援グループ ☎2083	教育委員会社会教育グループ ☎2083

特設人権・困りごと相談会 (高齢者対象)

【相談無料・秘密厳守】

いじめや差別、暴力、近隣とのいざこざなど、身近な法律問題や困りごと相談をお聞きします。

と き 10月23日(木)

13時30分～15時30分

ところ ケアハウス サクル

(早来栄町157番地1 ☎24646)

内 容 ・講話「相続について」

(遺言書の書き方含む)

・困りごと相談(個別対応)

相談員 安平町人権擁護委員(實吉智子、沼田厚一、田上雅美、西村律子)

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎4556

ご存知ですか?労働委員会

～雇用のトラブルまず相談～

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公・労・使の各委員三者一組のあっせん員が、当事者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には現地に向いて申請受付やあっせんを行います。お気軽にご相談ください。

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>

労働ホットライン ☎0120-81-6105

「あっせん」窓口 ☎011-204-5667

国民年金保険料の納付は「口座振替」が便利でお得です

平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分までの国民年金保険料は、月額 15,250 円です。保険料は日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニなどで納めることができます。

しかし、「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなったり、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をおすすめします。

毎月振替は 2 種類

- ・早割（当月末日振替）にすると月々 50 円割引！

通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により早割（当月末日振替）にすると 1 か月あたり 50 円の割引になります。

早割（当月末日振替）	通常（翌月末日振替）
(例) 4 月分の保険料を 4 月末日に振替	(例) 4 月分の保険料を 5 月末日に振替
↓	↓
50 円割引（年間 600 円のお得）	割引なし

手続きに必要なもの

年金手帳・預貯金通帳・預貯金通帳届出印

※早割を希望される方は初回のみ 2 か月分の保険料（前月分＋当月分（割引））が振替えられます。

※4 分の 1 免除、半額免除、4 分の 3 免除の承認を受けている方は、早割を利用することができません。

「ねんきんネット」サービスをご利用いただくと国民年金や厚生年金など年金加入記録が一覧で確認できます。詳しくは「ねんきんネット」で検索ください。

なお、年金加入記録は、役場国民年金担当窓口でも確認できます。確認手続きには下記のものが必要となります。

【必要なもの】

本人確認書類（運転免許証など）・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）または照会番号がわかるもの（ねんきん定期便など）・代理申請の場合は委任状

※旧法受給者及び共済加入中の方は、本サービスをご利用できません。

問合せ 住民生活課住民サービスグループ ☎2940
健康福祉課住民サービスグループ ☎25411

平成 26 年度 (10 ~ 3 月分)

苫小牧保健所事業のお知らせ

詳細はお問い合わせください。

問合せ 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
 (苫小牧保健所) ☎ 0144-24168
 (苫小牧市若草町 2 丁目 2 - 21)

事業名		相談日	対象	内容	担当課・係
各種相談	総合保健相談	毎週月～金曜日 随時受付	地域住民	保健、医療、福祉などの相談受付、サービスの情報提供	企画総務課主査 (保健推進)
	医療相談	毎週月～金曜日 随時受付	地域住民	医療に関する相談、苦情受付 担当機関の紹介	同上 (医療薬務・地域医療)
	女性の健康相談	(定期相談) 毎月 19 日 要予約	地域住民	妊娠、出産、子育てに関する事、 性感染症、思春期や更年期の心 や身体の変化に伴う不適応につ いてなど、女性のライフサイク ルに対応	健康推進課主査 (子育て支援・相談)
		(随時相談) 毎週月～金曜日			
	こころの健康相談	(定期相談) 精神保健相談	偶数月 第 1 木曜日 奇数月 火曜日 要予約	地域住民	こころの病気・思春期の不適応 (不登校やひきこもりなど) に関 することについて、専門医や保 健師などによる相談 ※定期相談は、精神科医師又は 保健師が対応します。 ※随時相談は、保健師が電話、来 所に対応します。
(定期相談) 思春期精神保健相談		偶数月 第 2 月曜日 ※ 10 月は第 3 月曜日 奇数月 第 2 木曜日 要予約	地域住民		
随時相談		随時受付	地域住民		

検査名 所要時間	検査日 予約の有無	対象	内容
各種検査 (担当課 健康推進課 保健予防係)	肝炎ウイルス検査 所要時間：約 90 分	10/7、11/4、12/2、 1/13、2/3、3/3 要予約	希望者 費用 原則無料 (健康診断等は有料) 方法 問診及び採血 内容 HBs 抗原及び HCV 抗体検査 ※結果により 2 次検査実施。感染者には医療機関を 紹介します。
	骨髄バンク登録 所要時間：15 ~ 30 分	13 時～ 10/7・21、11/4・18、 12/2・24、1/13・27、 2/3・17、3/3・17 要予約	希望者 費用 無料 方法 問診及び採血 条件 18 歳以上 54 歳以下 男性 45kg 以上 / 女性 40kg 以上の方 ※療養中または服薬中の方はドナー登録ができません。
	HTLV-1 抗体検査 所要時間：約 30 分	10/7、11/4、12/2、 1/13、2/3、3/3 要予約 (検査日の 2 日前まで)	これまでに 抗体検査を 受けていな い方 費用 無料 方法 問診及び採血 条件 HTLV-1 抗体検査 ※結果は 20 日後
	HIV 抗体検査 (エイズ相談) 所要時間：検査告知ま で約 90 分	10/7・8・21、11/4・ 5・18、12/2・3・24、 1/13・14・27、2/3・4・ 17、3/3・4・17 要予約	希望者 費用 無料 方法 問診及び採血 条件 匿名による HIV 抗体検査 (即日) ※結果により 2 次検査実施 申込み専用電話 ☎ 0144-35-7474

お知らせ

幼児フツ化物塗布の 申込み受付中です

詳細は、広報笑顔（スマイル）9月号をご覧ください。

日程・会場
10月28日（火）
・ 13時30分～15時30分
ぬくもりセンター
（申込み期限 10月15日（水）
11月11日（火）
・ 9時～11時
・ 13時30分～15時30分
保健センター

（申込み期限 10月24日（金）
※各日程の実施時間において、30分刻みで予約を受け付けています。
対象 満1歳～就学前の児（1歳未満でも歯が8本以上生えていれば可）
申込方法 左記にお申し込みください。
問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎252425

平成27年度就学予定者 就学時健康診断

次のとおり、平成27年度に小学校へ入学される児童の健康診断を実施しますので、保護者または保護者代理の方が付き添いのうえ受診してください。
なお、対象者のご家庭には、ご案内を郵送しますが、10月15日までに届かない場合は左記へご連絡ください。
対象者 平成20年4月2日～平成21年4月1日に生まれた方

【早来地区】
日程 10月22日（水）
場所 早来小学校
（対象者のうち早来小学校・遠浅小学校・安平小学校への就学予定者）

【追分地区】
日程 10月23日（木）
場所 追分小学校
（対象者のうち追分小学校就学予定者）

※指定された日程・会場での受診ができない場合はご連絡ください。
時間 13時～16時頃予定
内容 視力・聴力・知能検査、身長・体重計測、内科・歯科検診
問合せ 教育委員会学校教育グループ ☎252083

子ども・子育て支援新制度
施行に伴う説明会の開催
平成27年4月からの施行が予定されている、子ども・子育て支援新制度などについて次のとおり説明会を開催致します。新制度による保育料などの説明もありますので、皆様の参加をお待ちしております。なお、当日は託児室を設けますのでお子様連れの参加も可能です。

【追分地区】
日時 10月21日（火）
18時30分～
会場 追分公民館
2階中ホール

【早来地区】
日時 10月22日（水）
18時30分～
会場 早来町民センター
2階中集会室

内容
・子ども園や幼稚園、保育所の利用者負担（保育料）などについて

認定子ども園の状況と今後の運営について
問合せ 教育委員会子育て支援グループ ☎252083

太陽の園発達援助センター
巡回相談
お子さんの性格・社会性発達全般について相談が出来ます。
既に外来受診している方は対象となりません。
日時 11月10日（月）10時～15時
場所 ぬくもりセンター
相談員 臨床心理士
申込期限 10月23日（木）
申込み・問合せ 教育委員会子育て支援グループ ☎252083

技能士を目指す皆さんへ
国家検定制度「技能士検定（後期分）」の受付をしています。詳細は、お問い合わせください。

受付期間 10月17日（金）まで
職種 機械検査、機械保全、油圧装置調整、建築大工、配管、型枠施工、金属材料試験、機械プラント製図 など

広告欄

あなたの
悩みに

コタエを
出します

**相談
無料**

※その他相談は有料の
ご案内となります。

- 離婚 (45分)
- 多重債務 (30分)
- 交通事故 (30分)
- 雇用トラブル (30分)

相談予約
ダイヤル **0144-35-8373**
※ 10:00～16:00 / 12:00～13:00※休く

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

広告欄

一人で悩みを抱えずに、お気軽にご相談下さい。

むらやま法律事務所

相談内容/借金・過払金請求・労働問題・離婚・相続・交通事故 その他
借金・過払金請求に関する相談は無料

弁護士 **邨山(むらやま) 達哉**

TEL 0144-31-4750

受付時間 月～金/9:30～17:00(予約制) ※祝日は除きます
苫小牧 むらやま 検索 目 (詳しくはHPをご覧ください)

3階 むらやま法律事務所

●苫小牧駅
北口ビル
Aiba苫小牧

MEGA
ドンキホーテ

王子製紙

苫小牧駅
JR苫小牧線
e240



見に来て！・参加して！

かしわ焼き同好会 陶芸作品展覧会

と き 10月14日(火)～22日(水)9時～15時
と ころ 早来雪だるま郵便局コミュニティルーム
主 催 かしわ焼き同好会

「日本の美 杉本光園写真展」

と き 10月23日(木)～24日(金)9時～15時
と ころ 早来雪だるま郵便局コミュニティルーム
主 催 フォトクラブ アルプス

秋の安平山に登ろう ー申込み不要ー

と き 10月18日(土)8時～
と ころ 安平山(集合 花園若草会館)
主 管 若草地区体力づくり振興会

第23回コーラス・ドルチェ定期演奏会

と き 10月25日(土)開場13時30分/開演14時
と ころ 遠浅公民館
※会場の都合により、町民センターに変更になる場合があります。
主 催 コーラス・ドルチェ

越してください。
申込み不要、直接会場へお
(秘密は守られます)
お気軽にご相談ください。
等でお困りの方は
金銭、離婚、遺産相続の問題
交通事故、公害、土地建物、

無料調停相談のお知らせ

※申請時、写真2枚と受験手数料が必要で
申請・問合せ 胆振地方技能
訓練協会(胆振総合振興局商
工労働観光課内)
0143249588

日時 10月15日(水)10時～18時
会場 苫小牧市民活動セン
ター(苫小牧市若草町3丁目
3番8号)
主催 苫小牧調停協会
問合せ 札幌地方裁判所苫小
牧支部 01443295

森林教室「ハロウィンナイト」のお知らせ

親子で「カボチャランタン」を作ってみよう！

場 所 まち・あいステーション ラピア
申込期限 10月22日(火)
申込み・問合せ 学校のどんぐりの子孫を残す会
(事務局 多田)
☎ 090-2693-8572 / メール: toreil10@yahoo.co.jp

【カボチャランタン作り】

日 時 10月28日(火)18時～21時
参加費 1家族500円(材料費込み)
持ち物 大きめのスプーン
定 員 30家族



【ランタンコンテスト・仮装コンテスト】

日 時 10月31日(金)18時～21時
定 員 なし(事前に申込みが必要)

広告欄

NPO法人 ココ・カラ

ココロもカラダも幸せな時間



連絡・問合せ先

FAX: 0145-23-2474 (内藤)
電 話: 090-6261-7994 (前田)
メール: npo.cococala@gmail.com

ココ・カラ感謝祭のご案内

日時: 10月26日(日) 10:30～14:00
場所: みずほ館(安平町早来瑞穂1211-1)
内容: ココ・カラのランチバイキングを500円で提供いたします
(人数把握のため予約を受付中、小学生未満無料)
フリーマーケット・体験イベント・お楽しみゲーム等の開催
*ランチバイキングの予約は10月24日(金)までに申込みをお願いします!

安平町ホームページコンテンツ「安平町 e 防
災センター」に町内の土砂災害危険箇所を掲載
しましたのでお知らせします。

【安平町 e 防災センター】

<http://www.town.abira.lg.jp/bousai/index.php>
問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511

広告欄

おおぞら葬儀社は 最愛の人の旅立ちを真心こめてお手伝い致します。



※写真の祭壇は一例です。各種宗派も対応可能です。

一般葬式

故人と縁故のある方々が参列する、一般的な仏式の葬儀です。

家族葬式 45万円

友人、知人にはお声をかけず、ご家族・ご親族のみで
とりおこなう葬儀です。※火葬代は別途

直葬式 18万円

お通夜・告別式などの儀式を行わず、親しい方のみで
ご火葬だけをおこなう葬儀です。※火葬代は別途

おおぞら葬儀社

24時間受付

TEL 0120-746-444

住所: 苫小牧市元中野町3-3-13 ホームページ: www.oozora-sougisha.com

Jアラートを活用した住民への情報伝達訓練の実施について

平成 26 年 10 月 15 日（水） 10 時ころ

安平町では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート※）から送られてくる国からの緊急情報を皆様へお伝えするため、情報伝達訓練を行います。

なお、広報あびら 9 月号でお知らせしましたが、今回の放送が自主参加型防災訓練「北海道シェイクアウト」の開始合図となります。

安平町が当日実施する訓練放送は下記のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線の 訓練放送	<p>町内 21 か所に設置している防災行政無線から、次の放送内容が一齐に放送されます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【放送内容】 (チャイム音) こちらは、防災安平です。ただいまから訓練放送を行います。 『(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。(3 回繰り返し)』 こちらは、防災安平です。これで訓練放送を終わります。 (チャイム音)</p> </div>

注) 安平町以外の地域でも、全道的に情報伝達訓練が実施されます。

※ Jアラート：地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

不正軽油ストップ 10 月は「不正軽油防止強化月間」

北海道では、関係団体などとともに不正軽油を「売らない」・「作らない」・「買わない」・「使わない」を合言葉に不正軽油の撲滅に向けた取組を強化しています。

不正軽油を見たり聞いたりした時は、「不正軽油ストップ 110 番」フリーダイヤル 0800-8002-110 で情報の提供をお待ちしています。

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関（診療時間 9 時～ 17 時）

10 月（内科）			10 月（外科）		
12 日 稲岡内科小児科	北光町 2	(72) 5141	12 日 同樹会苫小牧病院	新中野町 3	(36) 1221
13 日 川口小児科医院	しらかば町 6	(73) 0500	13 日 三上外科整形外科	元中野町 3	(33) 7815
19 日 川村クリニック	有珠の沢町 4	(74) 5577	19 日 苫小牧日翔病院	矢代町 2	(72) 7000
26 日 いちむら小児科医院	ときわ町 5	(67) 1111	26 日 山下医院	大成町 1	(72) 8828
11 月（外科）			11 月（外科）		
2 日 苫小牧病院	光洋町 3	(72) 1201	2 日 勤医協苫小牧病院	見山町 1	(72) 3151
3 日 とまこまいこどもクリニック	住吉町 1	(33) 1050	3 日 ケーアンドエークリニック	日新町 2	(71) 2000
9 日 さくらファミリークリニック	東開町 3	(55) 6526	9 日 同樹会苫小牧病院	新中野町 3	(36) 1221

苫小牧夜間休日急病センター

（苫小牧市旭町 2 丁目） ☎ 0144(35)0001

科 目 内科・小児科

診療時間 平日：19 時～翌朝 7 時 土曜：14 時～翌朝 7 時

日曜・祝日・年末年始（12/31～1/3）：9 時～翌朝 7 時



戸籍の窓口から

※戸籍の窓口で掲載の確認ができた方を掲載しています。

○お誕生おめでとうございます

- 森田悠生ちゃん (男・孝) 9/3 追分花園
 牧田康太郎ちゃん (男・弘満) 9/5 追分弥生
 尾崎大地ちゃん (男・純也) 9/11 早来北進
 見附稜太ちゃん (男・二郎) 9/13 安平
 池田蒼佑ちゃん (男・浩) 9/19 早来栄町

○ご結婚おめでとうございます

- 柴田泰幸さん (追分青葉)
 武藤真希子さん (追分青葉)

○お悔やみ申し上げます

- 熊谷 勇さん (76) 追分若草 8/27
 福田亜弥子さん(90) 追分本町 8/30
 眞山京子さん (76) 遠浅 9/4
 野口まさきさん(95) 遠浅 9/10
 佐藤光男さん (63) 追分旭 9/21
 山井ハナ子さん(76) 追分花園 9/21

善意 (8月21日～9月19日受付分)

社会福祉協議会へ
 篤志寄附

- ・追分陶芸クラブ
- ・門田 豊さん (早来守田)
- ・早来ライオンズクラブ
- ・遠浅グリーンフェスティバル実行委員会

「広報あびら9月号」点訳
 ・安平町点訳赤十字奉仕団

ぬくもりの湯 イベントのお知らせ

10月もぬくもりの湯でリラックスしませんか？

体育の日記念イベント (10月11日～13日)

◆入浴セット券購入者へプレゼント

次の施設で「ぬくもりの湯入浴利用セット券」を購入された方にはお茶とフェイスタオルをプレゼント

【追分地区限定】SIRIL・ベタウゴルフコース、ファミリーパークゴルフ場、安平山パークゴルフ場、弥生パークゴルフ場

◆パターチャレンジ (チャンスは1回)

イベント期間中、入浴された方はパターゴルフにチャレンジできます。カップインで、スタンプ1個

～10月の露天風呂をお楽しみください～

・10月11日～13日レモン風呂

・10月25日～26日ショウガ風呂

スタンプ2倍デーにお越しの際は、

スタンプカードを忘れずに！

問合せ ぬくもりの湯 ☎ ☎ 2968 (営業時間 11時～22時)

「お詫び」
 生涯学習だよりきらり
 148号 (広報笑顔 (スマイル) 9月号6頁) に掲載した「追分幼稚園体験入園のお知らせ」の中で、対象となる幼児の年齢が記載されていなかったため、次のお詫びをさせていただきます。
 内容等につきましては、生涯学習だよりきらり148号をご覧ください。
追分幼稚園体験入園
 日時 10月21日(火)
 9時～12時30分
 対象幼児 3歳児と保護者
 問合せ 追分幼稚園 ☎ ☎ 3404

秋の火災予防運動期間が始まります

10月15日から10月31日まで全道一斉に「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」を統一標語に秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り火災の発生、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としています。

暖房器具の使用する機会が多くなりますので、使用前には点検・清掃を実施し事故の無いように注意してください。問合せ 胆振東部消防組合消防署 (安平支署 ☎ ☎ 2074・追分出張所 ☎ ☎ 2119)

マチの人口・世帯

総人口 8,581人 (－30)
 男性 4,252人 (－15)
 女性 4,329人 (－15)
 世帯数 4,260世帯 (－19)
 (平成26年9月30日現在)

交通事故死 ゼロ運動

平成26年9月30日現在 1,426日

次回町広報配布日は

広報笑顔 (スマイル) 10月号 10月20日(月)

広報あびら 11月号 11月5日(水)

町ホームページでもご覧いただけます。

安平町ホームページ

検索

総務課情報グループ ☎ ☎ 2511

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅の入居者募集は、広報笑顔 (スマイル) をご覧ください。

元気に 大きくな～れ！



^{たいせい}
日田大惺さんと
お父さんの大騎さん
(遠浅)



^{りこ}
岡崎莉子ちゃんと
お母さんの奈緒さん
(早来大町)



^{まさき}
本間正輝さんと
お母さんの千恵子さん
(早来大町)

CHILD & FATHER MOTHER

※広報紙に掲載した写真を無料で提供していますので、ご希望の方は総務課情報グループ(☎2511)へご連絡ください。

なお、第三者の方へは提供できませんので、ご了承ください。

編集後記

9月中旬、道内各所は大雨に見舞われました。町内では大きな被害が発生するということもなく一安心でしたね。

道外でも大雨や火山の噴火による自然災害が発生しています。

いつ発生するのか分からないのが自然災害。日頃からの防災対策を個人や家族、地域の人たちと相談することが大切かもしれませぬ。(K)

今月号の表紙は、元気にプールで泳ぐ子どもたちの様子が見られますが、競技が終わると、みんなジャグジーに集まり、冷えた体を温めていました。

秋が深まる10月。天候も変わりやすい季節です。皆さんも風邪などひかぬよう、お出かけの際は、羽織るものを持つなど体調管理に気をつけましょう。(K)

発行

安平町 企画編集／総務課情報グループ

☎059・1595

勇払郡安平町早来大町95番地(☎0145②2511)